

平成28年度海洋開発分科会における評価の実施について

平成28年6月10日
科学技術・学術審議会
海洋開発分科会

海洋開発分科会（以下「分科会」という。）においては、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成14年6月文部科学大臣決定、平成27年4月改訂）等を踏まえ、平成28年度における研究開発課題の評価を以下のとおり実施する。

1. 評価の区分

（1）事前評価

海洋科学技術等に関する研究開発課題（国立研究開発法人の事業を含む）のうち、以下のいずれかに該当するものを事前評価の対象とする。

- ① 総額（5年計画であれば5年分の額）が10億円以上を要することが見込まれる新規・拡充課題
- ② 分科会において評価することが適当と判断されたもの

（2）中間評価

事前評価を実施した課題のうち、中間評価実施時期に当たるものについて実施する。

（3）事後評価

事前評価を実施した課題のうち、事後評価実施時期に当たるものについて実施する。

※ 国立研究開発法人の事業として行われる課題の中間評価・事後評価については、原則として独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく主務大臣による業務の実績に対する評価として行い、分科会は評価結果について報告を受けるものとする。

2. 評価対象課題

（1）事前評価

- ・平成29年度新規予算要求課題のうち、1（1）に該当するもの

（2）中間評価

該当無し

（3）事後評価

- ・東北マリンサイエンス拠点形成事業（新たな産業の創成につながる技術開発）
- ・大学発グリーン・イノベーション創出事業（北極気候変動分野）

3. 評価方法

(1) 事前評価

分科会において、必要性、有効性、効率性の観点から、事前評価票（別添）に記載の各項目に基づき評価を実施する。

(2) 中間評価・事後評価

分科会において、時期に応じた観点から評価を実施する。なお、分科会とは別の有識者による合議体により評価が行われている課題については、当該合議体の評価を基に分科会において評価を決定する。

4. 留意事項

(1) 利益相反

以下のいずれかに該当する委員は、評価に加わらないものとする。

- ① 評価対象課題に参画しているもの
- ② 被評価者（実施課題の代表者）と親族関係にあるもの
- ③ 利害関係を有すると自ら判断するもの
- ④ 分科会において、評価に加わらないことが適当であると判断されたもの

(2) 評価に係る負担軽減

評価を実施するに当たっては、合理的な方法により、可能な限り作業負担の軽減に努める。

5. その他

評価の実施に当たって、その他必要となる事項については別途定めるものとする。

以 上

事前評価票

(平成〇〇年〇〇月現在)

1. 課題名 〇〇
2. 開発・事業期間 平成××年度～平成△△年度
3. 課題概要 〇〇・・・・
4. 各観点からの評価
(1) 必要性 ※ 以下の例を参考に適切な評価項目を抽出し、評価基準を設定 科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）、社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（安全・安心で心豊かな社会等）の創出等）、国費を用いた研究開発としての意義（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や研究目的への適合性、国の関与の必要性・緊急性、他国の先進研究開発との比較における妥当性、ハイリスク研究や学際・融合領域・領域間連携研究の促進、若手研究者の育成、科学コミュニティの活性化等）その他国益確保への貢献、政策・施策の企画立案・実施への貢献等
(2) 有効性 ※ 以下の例を参考に適切な評価項目を抽出し、評価基準を設定 新しい知の創出への貢献、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化や社会実装に至る全段階を通じた取組、行政施策、人材の養成、知的基盤の整備への貢献や寄与の程度、（見込まれる）直接・間接の成果・効果やその他の波及効果の内容等
(3) 効率性 ※ 以下の例を参考に適切な評価項目を抽出し、評価基準を設定 計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の向上方策の妥当性、費用構造や費用対効果向上方策の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性、施策見直し方法等の妥当性等
5. 総合評価 実施の可否の別とその理由、中間評価・事後評価の実施時期、今後研究開発を進める上での注意点など